

第11回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨

平成22年7月13日（水）18:00～20:10

中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

【出席者】

中川座長、宇野委員、三本木委員、鈴木委員、辻本委員、道上委員、森田委員、山田委員、前原大臣、三日月副大臣、津川政務官、中原政策官、佐藤河川局長

【「中間とりまとめ（案）」について】

- 「中間とりまとめ（案）」について委員の間で意見交換が行われた。
- 主な意見は以下のとおり。
 - ・「3. 1 検証の概要」において、今回の検証は臨時的にかつ一斉に実施するものであり、再評価制度を活用することは必要ないのではないか。その点については、本中間とりまとめの趣旨が適切に実施されるためには、再評価の枠組みを活用し、制度上の位置づけを持たせることが妥当ではないか。
 - ・「3. 5 対応方針（案）等の決定」において、手続きを減らすべきであり、事業評価監視委員会の意見を聞く必要はないのではないか。その点については、事業評価監視委員会の活用は、制度的な位置づけの中で行うという点で適当な方法ではないか。また、パブリックコメントの実施、学識経験者や関係住民等からの意見聴取は重要であり、その部分の記述を充実させるべきではないか。
 - ・「10. 2 国土交通大臣の判断」にある「共通的な考え方」の表現は抽象的な議論を蒸し返すこととなり、「プロセスをきちんと踏まえたか」など具体的に記載すべきではないか。その点については、「はじめに」で「中間とりまとめに示した共通的な考え方に従って」の記載を受けたものと考えれば、問題はないのではないか。

- ・「10. 2国土交通大臣の判断」において、大臣が再検討を指示又は要請するのは、「手順や手法」から乖離した場合にはなく、「共通的考え方」に沿っていない場合と記述すべきではないか。その点については、再検討は都道府県等にとって大きな負担となるものであり、どのような要件に該当する場合かをできる限り明確に記述しておくべきであり、現案でよいのではないか。
- ・過去と同じ検討を行って同じ結果を得るということではないわけであり、「できる限り新しい技術的知見やデータを用いて検討する」という趣旨の記述を加えるべきではないか。
- ・検討結果については、抽出した治水対策案の内容、評価方法と結果等を明らかにして報告するようにすべきではないか。

○「意見募集」に当たって提示する「中間とりまとめ（案）」については、本日の意見を踏まえて修正することとし、修正については座長に一任された。

【「意見募集」について】

○本日の意見を踏まえた修正を行った後、「意見募集要領」に基づき、「意見募集」を行うこととなった。

【その他】

○「中間とりまとめ（案）」については、「意見募集」と併せて、事務局から都道府県、水資源機構、地方整備局等にも意見照会を行うこととなった。

○都道府県や地方整備局等で検証が進められていく過程で出てくる治水対策の立案や評価についての様々な疑問に対して、当有識者会議として対応していくことが重要であり、具体的な対応方法についてはあらためて検討することとなった。

○次回の会議については、「意見募集」を行い、頂いた御意見についてある程度整理ができた段階で開催し、「意見募集」の結果を踏まえて「中間とりまとめ」について討議する。